

電話診察による処方せん 発行について

当院では、厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日)に従い、次の条件を満たした患者さんに対し、電話診療による処方せん発行をします。

- 1、当院に、慢性疾患にて定期受診している患者さん
(定期受診とは、次回診察予約がすでに入っている状態)
- 2、主治医が電話診療可能と認めた患者さん

【注意事項】

①電話診療のお問い合わせ時間：

- 内科・精神科・外科・整形外科・小児科は、14時～17時までの間にご連絡ください
- 皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科は、診療時間内にご連絡ください
- 婦人科、専門診療科(肝臓外来、糖尿病外来、リウマチ、膠原病外来、腎臓内科、乳腺外来、甲状腺外来)は、電話診察対応不可

②電話診療ご希望の場合は、お薬の残量(1週間程度)に余裕をもってお問い合わせください。

③電話診療は、予約制となっております。

ご予約・ご不明な点はお問い合わせ：0261-62-3166(代表)

【有症状者相談窓口】新型コロナウイルス感染が疑われる方

- ・大北地域 ……大町保健所 ☎0261-23-6560
- ・松本市、安曇野市、生坂村地域 ……松本保健所 ☎0263-40-1939